

広島県告示第九十八号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十年二月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	
広島市南区日宇那町二二七七 住田 孟 広島市南区丹那町二七一一 松中 清信 広島市南区日宇那町二一一一八 坪井 郁男 広島市南区丹那新町三一九 古月 達三 広島市南区旭町一丁目一八―二六 岩崎 昭雄 広島市南区西旭町一九―五 岡村 光雄 広島市南区南大河町一―一五 島田 義一 広島市南区山城町八―一〇 水木 千年	黄金山南 黄金山南	広島市漁業協同組合 大河漁業協同組合	平成二〇年二月四日～ 平成二〇年二月一八日	広島市漁業協同組合 大河漁業協同組合	